

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	市税の収納管理に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

観音寺市は、市税の収納管理に関する事務において、特定個人情報の取り扱いに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香川県観音寺市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税の収納管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に基づき市税の収納情報を管理する。 ①各税システムからの賦課情報の入手 ②収納消込処理 ③過誤納金の還付・充当に関する業務 ※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。 ④口座振替に関する業務
③システムの名称	収納管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名ファイル、収納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号) 第20条第1号、第20条第6号、第20条第7号、第20条第8号、第20条第10号、第20条第15号、第20条第16号、第20条第18号、第20条第20号、第20条第23号 2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号) 第2条第4項 3. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第19条第8項 別表第二表の27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号760-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号 観音寺市総務部税務課 電話番号0875-23-3922
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号760-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号 観音寺市総務部税務課 電話番号0875-23-3922

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	担当部署 ②所属長	税務課長 長野 喬	税務課長 中山 久城	事後	人事異動により
平成31年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	税務課長 中山 久城	課長	事後	様式変更により
平成31年4月1日	IV リスク対策		様式変更に伴う項目の追加	事後	様式変更により
平成31年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和5年4月1日	I-1-②事務の概要	地方税法等の規定に基づき市税の収納情報を管理する。 ①各税システムからの賦課情報の入手 ②収納消込処理 ③過誤納金の還付・充当に関する業務 ④口座振替に関する業務	地方税法等の規定に基づき市税の収納情報を管理する。 ①各税システムからの賦課情報の入手 ②収納消込処理 ③過誤納金の還付・充当に関する業務 ※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。 ④口座振替に関する業務	事後	
令和5年4月1日	I-1-③システムの名称	収納管理システム	収納管理システム、中間サーバー	事後	
令和5年4月1日	I-4-①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和5年4月1日	I-4-②法令上の根拠		1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号) 第20条第1号、第20条第6号、第20条第7号、第20条第8号、第20条第10号、第20条第15号、第20条第16号、第20条第18号、第20条第20号、第20条第23号 2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号) 第2条第4項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第19条第8項 別表第二表の27の項	事後	
令和5年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	